

令和5年

2月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



春の日差しに咲くマーガレット

## 令和5年2月の税務と提出期限

- ① 令和5年2月10日・・・令和4年1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和5年2月16日～3月15日・・・前年分所得税の確定申告期限
- ③ 令和5年2月28日・・・令和4年12月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ④ 2月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の納付（第4期分の納付）

## 今月の気になった新聞記事

- 1) **転居手続きの簡素化**・・・転居などによる納税地の変更手続きが大幅に簡素化された。従来は変更前の所轄税務署に「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」や「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出しなければならなかったが今後はともに提出不要になる。今年1月1日以降は、所得税・消費税の申告書に新たな納税地を記載するだけで変更手続きは終了となる。
- 2) **マイナンバーカードの申請枚数がついに運転免許証の保有枚数をこえた**・・・記者会見で総務大臣がマイナンバーカードの申請枚数が8300件に達したと発表した。今後、カードの利便性向上の強化を図るとか
- 3) **ゼロゼロ融資の返済負担を軽減・コロナ借り換え保証のスタート**・・・政府は新たな資金繰り支援制度「コロナ借り換え保証」を1月10日スタートした。ゼロゼロ融資の返済の苦しい企業を救済する。

# 生前贈与を考える・・・相続時精算課税制度？

生前贈与を考えるとき、暦年課税と相続時精算課税の選択に迷います。

2023 年、贈与税制が大幅に変わりました。各制度の違い、内容について確認しましょう。

## 1. 暦年課税と相続時精算課税の違い

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者（財産を渡す人）	条件なし	贈与をした年の1月1日に60歳以上である父母または祖父母
受贈者（財産をもらう人）	条件なし	贈与をもらう年の1月1日に20歳以上の推定相続人および孫
非課税枠	受贈者（もらう人）ごとに年間110万円	上記の贈与者（財産を渡す人）ごとに相続開始まで原則2500万円
非課税限度額を超えた場合（課税される額）	贈与額-110万円×超過累進税率（10%～55%）	（贈与額-2500万円）×一律20%
贈与税の申告	非課税枠（110万円）を超えたら申告	贈与者ごと、金額にかかわらず贈与税申告書+相続時精算課税選択届出書を提出
<b>相続が発生した時の取り扱い</b>	相続開始前7年の贈与財産を相続財産に加算する	この制度を利用した贈与時の価額で相続財産に加算して申告 <b>毎年110万円以下の贈与は持ち戻しが不要</b>
利用制限	相続時精算課税制度を選択したら暦年課税は利用できない	いったん選択すると、相続開始まで継続する。

## 2. 2023 年税制改正大綱での改正で暦年課税の持ち戻しが3年から7年に

生前贈与は、原則年間110万円まで非課税なので、暦年課税を使って計画的に何千万という財産を子や孫に贈与する節税策があるが、今迄は相続開始の3年前に終わらすようにしていたのが7年前までに終了しないと、相続財産に取り込まれるため、節税対策として使いにくくなった。（2027年1月施行）

## 3. 相続時精算課税の改正は

相続時精算課税は節税対策としては使いにくく、利用者は、暦年課税10/1以下だったが今回の改正で、暦年課税と同額の年間110万円までの非課税枠とする見直しが行われ、相続直前の贈与であっても持ち戻しの対象とならない。

## 4. 相続時精算課税のメリット・デメリット

メリット・・・相続税がかからない人は子や孫に、遺産（株式・賃貸物件等）の前渡しを行える  
 デメリット・・・贈与した財産は、すべて相続時に贈与した時価で持ち戻し相続税の計算をするので贈与時と相続時の時価差額がデメリットにも、又小規模宅地等の特例が使えない。

# 交際費と会議費と福利厚生費の区分

正月に新年会、3月に慰労会と久しぶりに食事を伴う懇親会が開催されそうです。

## 1. 交際費と会議費と福利厚生費の内容の違い

会議費	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用（措置法 37-5-2）例：会場使用料、配布資料代、お茶代等が含まれます
交際費	交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（措置法 61-4-4）その他事業に関係ある者には、社内の役員・従業員も含まれる
福利厚生費	従業員に対する「福利厚生」を目的とした支出で全従業員を対象とし、金額は「社会通念上妥当な金額」の範囲内である必要 例：食事補助、社宅、社員旅行、お茶お菓子等

## 2. 福利厚生費に迷いやすい周辺科目

従業員に結婚祝い	福利厚生費	全員参加の新年会	福利厚生費
〃 に商品券	給与	社内の一部だけの飲み会	交際費
〃 に残業食	福利厚生費	会議の弁当代	会議費
〃 に通勤手当	旅費交通費	営業の宿泊代	旅費交通費

## 3. 法定福利費の内容

健康保険料・年金保険・介護保険・労災保険



# 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) Windows8.1は、2023年1月10日でサポート終了しました！

マイクロソフト社が提供するOS「ウィンドウズ 8.1」のサポートが終了した。今後セキュリティーの大きな問題があっても公的な対応はされないため使い続けるとウイルス感染や不正アクセスなどのリスクを抱えることになる。

### 2) 国税庁・確定申告ページを開設

国税庁は1月4日、ウェブサイトにも今年の確定申告特集ページを開設した。今年のトピックとしてスマホとマイナンバーカードを使った電子申告、マイナポータルと連携して申告書の自動入力が可能となった。

### 3) マンションの固定資産税・大規模修繕をすれば税負担を軽減

多くの高経年マンションで大規模修繕が行われず廃墟化が進みつつある状況に歯止めをかけるため、築20年を超えるマンションの大規模修繕工事に対する税優遇を設ける。都道府県の認定等を受けて23年4月～25年3月までに工事を行うと、区分所有者の申告に基づいて固定資産税を最大で2分の1減免する。